

ホストコンピューターサービス・パソコンサービス（一括伝送）利用規定

改定日：2024年2月13日

改定前	改定後（改定箇所…太字）
<p>第14条（利用内容・届出事項の変更）</p> <p>(1)~(4) 省略 (5) 契約者は、パソコンサービス（一括伝送）において当行のソフトウェアを使用している場合、かかるサービスの解約時には当該ソフトウェアを廃棄するものとします。</p>	<p>第14条（利用内容・届出事項の変更）</p> <p>(1)~(4) 省略 (5) 契約者は、パソコンサービス（一括伝送）において当行のソフトウェアを使用している場合、かかるサービスの解約時には当該ソフトウェアを廃棄するものとします。</p>
<p>第22条（契約期間）</p> <p>本利用契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>第22条（契約期間）</p> <p>本条項抹消。第23条以降を繰上げ。</p>